

構造改革レビュー

－経済構造改革の成果と進捗状況－

内閣府では、この2年間の構造改革の成果と進捗状況を把握するため、関係府省の協力を得て、構造改革レビューを実施した。すでに多くの分野で、改革の成果が実りつつある状況や、改革に向けた取組みが加速・拡充している状況が確認された。一方で、成果や進捗に課題が認められる取組みも確認され、今後取組みの強化や再編等が求められる。

I. 経済社会における新たな芽吹き

○新事業への挑戦が増えています。

- 新しい事業分野の事業所数が増加。例えば、電気通信に附帯するサービス業（平成8年から13年の5年間に438%増）、電気通信業（同204%増）、老人福祉業（同80%増）、労働者派遣業（同60%増）、ソフトウェア業（50%増）等。
- M&Aが大幅に増加（平成10年834社→14年（1-10月）1,449社）。
- 最低資本金特例を利用した起業が早くも登場。

（最近の主要な取組み）

- ・最低資本金特例
会社設立に必要な資本金の最低額（株式会社1千万円、有限会社3百万円）の規制を免除（設立から5年間）する中小企業挑戦支援法施行（平成15年2月。2月1日～3月14日までに同特例措置の申請件数は762件、登記完了（会社設立済）は198件）。
- ・起業挑戦支援無担保融資
政府系金融機関（商工中金）に、起業挑戦する中小企業者に対して無担保で3千万円まで貸し出す融資制度を創設（平成14年11月。15年2月末には121件、約12億円の貸出実績）。
- ・株式投資単位の引下げ
投資単位の引下げの進展により、個人投資家の直接金融市場への参加が拡大（投資単位50万円以下の銘柄数が全体の86.1%に（平成14年末））。
- ・企業的農業経営の展開のための制度改革
農地法の改正等により、株式会社形態の農業生産法人が登場（平成15年2月現在42社）。また、構造改革特区では、農業生産法人以外の株式会社の農業経営への参入が実現。

○個性的な活性化に成功する地域が現われ始めています。

- 構造改革特区の第2次提案募集では地域の知恵と工夫あふれる651件もの

構想が提案された。

- － 平成 13 年 8 月の市町村合併支援プラン策定以降、20 件の市町村合併が成立又は告示済み。15 年 1 月 1 日現在で、全国の 8 割以上の市町村が合併を検討しており、過半数（1,618）の市町村が法定協議会又は任意協議会で協議中。

（最近の主要な取組み）

- ・ 構造改革特別区域制度のスタート
構想から約 1 年で制度が発足。地方や民間事業者等の主体的な取組みが活性化。
- ・ 国と地方の関係の見直し
国庫補助負担金、交付税、税源移譲を含む税源配分のあり方を三位一体で検討。その一部は、平成 15 年度予算に反映（①国庫補助負担金を 5,600 億円程度削減、②地方財政計画の規模の抑制を通じた交付税総額の抑制、都道府県分の留保財源率の引上げ等、③自動車重量譲与税の譲与割合を引上げ、移譲）。
- ・ 産学官連携の推進
平成 13～14 年度にかけて「産学官連携サミット」「地域産学官連携サミット」「産学官連携推進会議」を 14 回開催し、延べ 1 万人以上が参加。
- ・ 地域における知的資産活用
知的クラスター創成事業、産業クラスター計画を創設。地域の国公私立大学、中堅・中小企業等のポテンシャルを活用しつつ、産学官連携を推進。各地域において「地域クラスター推進協議会」が発足し、合同成果発表会を開催する等、両クラスターを一体的に推進。
- ・ 都市と農山漁村の共生・対流（デュアル・ライフ）の推進
構造改革特区をはじめとして、市民農園や農家民宿などによるグリーン・ツーリズムを推進。

○日本の魅力をアピール！

- － 平成 14 年には訪日外客数が過去初めて 5 百万人を突破（524 万人（推計値））。
- － 対日直接投資残高は平成 13 年末には 6 兆円を突破（対前年比 14.7%増）。

（最近の主要な取組み）

- ・ ビジット・ジャパン・キャンペーン
昨年 12 月に策定の「グローバル観光戦略」の一環として実施。特定の国、地域を重点市場と位置付けた上で、当該重点市場の特性に応じて施策を選択し、組み合わせた戦略的かつ効果的な訪日キャンペーンを展開。
- ・ 外国人留学生に対する支援
外国人留学生受入総数は、平成 14 年に 9 万 5 千人を突破、10 万人達成に向けて推進。
- ・ 主要港湾における 24 時間フルオープン化に向けた取組み

主要港湾における税関官署で執務時間延長（平日夜間 21 時土日休日は 17 時まで）を試行。検疫所も連携。本年 7 月から本格的に整備する方向で今後検討。

- ・ 輸出入・港湾関連手続きのワンストップサービス（シングルウィンドウ化）等
- 輸出入・港湾関連手続きのシングルウィンドウ化を本年 7 月中目途の運用開始に前倒しした他、港湾のコスト・サービスの改革に取組み、コンテナ港湾施設使用料の低減や運営システム統合を前提としたターミナル運用の開始など、港湾サービスが向上。

○大学が大きく変わろうとしています。

- － 大学発ベンチャーが続々登場（平成 14 年 8 月末 424 社）。
- － 国立大学等と企業等とが積極的に共同研究を実施（平成 13 年度 5,264 件、対前年度 30.7%増で過去最高）。
- － 大学による特許出願件数、特許取得件数が近年大幅に増加。

（最近の主要な取組み）

- ・ 国立大学の法人化
平成 16 年 4 月を目途に法人化。大学の自主性、自律性が高まり、大学の個性化・活性化が推進される。特に非公務員型を採用することにより、勤務形態や処遇の弾力化が可能になり、産学官連携の一層の活発化が期待される。
- ・ 民間機関等による大学の第三者評価導入
第三者評価の義務づけによる大学の教育研究の質的向上が推進される。評価機関の複数設置により、評価自体の質的向上も。
- ・ 国立大学教官の兼業・起業促進
構造改革特区等により、役員兼業等については法人化を待たずに推進。

○最先端の研究開発成果が誕生しています。

- － 平成 12 年以降 3 年連続で日本人研究者がノーベル賞受賞。
- － イネゲノム解読で世界をリード。
- － 東京圏におけるゲノム科学の国際拠点形成、大阪圏におけるライフサイエンスの国際拠点形成等が進行。

（最近の主要な取組み）

- ・ 総合科学技術会議において、科学技術政策担当大臣及び総合科学技術会議有識者議員を中心に、予算編成過程において科学技術関係予算を優先順位付け（SABC）。
- ・ 科学研究費補助金、厚生労働科学研究費補助金について、平成 15 年度から翌年度への繰越を可能に。

○先端的な環境対応で世界をリード！

- 世界で初めて、燃料電池自動車を政府において導入。
- 低公害車が普及(平成12年度末63万台→14年末381万台、新車登録の62%(14年12月分))。

(最近の主要な取組み)

・循環基本計画の策定

世界に先駆け、ヨハネスブルグ・サミット実施計画を受けて、持続可能な生産・消費形態への転換を加速するための10ヵ年計画として「循環基本計画」を策定。

・燃料電池の開発・普及の促進

燃料電池の実用化に向けた個々の規制の見直しを平成16年度末までに実施(例えば、燃料電池自動車実用化に係る水素スタンド等の安全対策に関する基準の策定、家庭用燃料電池の設置に関する建築物との保有距離(住宅等の建築物から原則3m以上)規制など)。また、効率化・低コスト化の次世代の燃料電池の開発のためのプロジェクトを実施。

・バイオマス・ニッポン総合戦略

バイオマスの利活用を国家プロジェクトとして位置づけ、2010年を目標とする78項目の具体的な行動計画を策定(平成14年12月閣議決定)。今後、地域レベルでの計画策定や民間需要の増加等が期待される。

○IT革命が着実に進行しています。

- 高速ネット接続(ADSL)加入数は、この1年間で約3倍、2年前に比べて約382倍(平成13年初1.6万加入→14年初180万加入→15年初612万加入)。
- ADSL常時接続が月額2500円程度と世界最低水準の料金を実現。

(最近の主要な取組み)

・IPv6に対応した情報家電の開発

次世代ITの産学官研究開発の推進として、IPv6の機能を活用する技術や、インターネットの対象を情報家電等パソコン以外の多様な機器に拡大するための研究開発を平成12年度より実施。このような研究開発成果の一部を活用したIT冷蔵庫、ITレンジ等が商品化され、発売開始された。

・地理情報システム標準

地理情報の利活用のため、ADSLや携帯電話の普及等の日本の市場の特性を活かしてGISのすべてのシステムの間で情報を流す規格を構築、地理情報標準についての国際規格の適用や、G-XMLについての国内標準の国際規格化提案を通じて、世界最先端の地理情報利用環境の整備を推進。

- ・アジアの情報処理技術者の入国要件緩和
優秀なエンジニアの国境を越えた往来を促進。
- ・公共施設管理用光ファイバーの民間事業者等への開放
平成14年6月から、国が管理する道路、河川管理用の光ファイバーを民間事業者等へ開放する制度の運用を開始。

II. 暮らしにおける豊かさの充実と安心・安全の向上

○男女共同参画と子育て支援が広がっています。

- － 女性と職業のかかわりについて、男女共同参画の意識が進展。政策・方針の決定にかかわる役職で女性が増える方が良いと思うものとして「国会議員・地方議会議員」が63.4%、様々な職業分野で女性が増える方が良いと考える者は、20～30代にかけての若者の中で8割超。
- － 看護業等の医療業や老人福祉事業において、女性就業者の数が著しく増加（看護業等の医療業 平成6年35,857人→13年116,866人；老人福祉業 平成6年171,260人→13年311,695人）。
- － 規制緩和により保育所の認可件数が増加（338件（平成13年4月から14年10月））。公設民営方式の保育所も増加（累計406件（14年8月）、13～14年度で105件）。

（最近の主要な取組み）

・待機児童ゼロ作戦等の推進

保育所待機児童ゼロに向けて、公設民営方式も活用し、毎年度5万人、3カ年で計15万人の受け入れ児童数を増加させる取組みが進行中。また、パートタイム労働者等に対する保育サービスとして、「特定保育事業」を創設。放課後児童クラブは平成13年から14年にかけて979ヶ所増加。さらに、急な残業による一時的な保育サービス需要に対応するファミリー・サポート・センターの設置を促進（平成13年度末193ヶ所→14年10月248ヶ所）。

・女性のチャレンジ支援策の推進

女性が主導的な立場を担っていく「上」へのチャレンジ、新たな活躍の場を広げる「横」へのチャレンジ、及び再チャレンジを総合的に支援。

- ・構造改革特区において、幼稚園と保育所の一体的な運用を促進。

○新たな若年者支援が展開されています。

- － インターンシップ（在学中の就業体験）が普及。大学41.9%、短大23.4%、

高専 87.1%、公立高校 38.9%など。

(最近の主要な取組み)

・奨学金の充実

平成 15 年度には貸与人員 86.6 万人、事業費総額 5,790 億円を計上。事業費総額は 10 年間で 2.9 倍に。

・若年者トライアル雇用事業

本年 15 年 1 月までに 30,312 人を試行雇用、終了者 18,938 人のうち 14,831 人 (78.3%) が常用雇用に移行。

・緑の雇用

林業への本格就業・定着に向けて、平成 14 年度から 2,400 人の育成に着手。

○高齢者にとって住みよい環境整備が進んでいます。

- － 高齢者向け優良賃貸住宅等、高齢者が安心して生活できる住まい作りが広がり始めている（高齢者向け優良賃貸住宅の認定戸数は、平成 13 年度までに約 12,000 戸）。

(最近の主要な取組み)

・安心ハウス構想の普及を推進。

- ・「高齢者、身体障害者等が円滑に利用できる特定建築物の建築の促進に関する法律」（ハートビル法）を改正し、不特定多数の者が利用する一定の建築物等についてバリアフリー化（利用円滑化基準への適合）を義務付け。

○食の安全性と信頼性が回復しつつあります。

- － 牛 450 万頭のすべての個体識別システムを構築。昨年 10 月から個体情報をインターネットで提供。

(最近の主要な取組み)

- ・食品の安全性の確保に関し基本理念を定め、食品安全委員会を設置する等を内容とする「食品安全基本法案」等を今国会に提出する等、食品安全行政の改革に着手。

- ・青果物、米、豚肉、鶏肉、鶏卵、養殖水産物等についても、トレーサビリティシステム開発に取組み、平成 15 年度から情報関連機器の整備等を支援。

- ・国民の主食である米について、市場メカニズムを重視し、多様な消費者ニーズに応える生産・流通体制に改革。

・「食育」の推進

平成 15 年から「食を考える月間」（毎年 1 月）の創設、各種フォーラム、出前講座（年間約 3,600 件）等により国民的な運動として「食育」を推進。

○多様な教育活動が展開されています。

- － 学校選択制度など通学区域制度の弾力化を推進。東京都特別区では14区が平成15年度新1年生を対象として学校選択制を導入。

(最近の主要な取組み)

- ・コミュニティ・カレッジ（地域総合科学科の設置等）を推進（短期大学基準協会による認定開始。平成14年度4短大4学科を認定）。
- ・地域が運営に参画する新しいタイプの公立学校（コミュニティ・スクール）の在り方を具体的に検討（平成14年度より7件・9校で実践研究を開始）。
- ・理科・数学教育を重点的に行う高等学校を指定（平成14年度26校）。
- ・児童生徒の悩みや不安に対応するため、スクールカウンセラーを各学校に配置（平成14年度5,500校）。
- ・特別非常勤講師制度等により、学校教育の場における社会人の活用を推進（特別非常勤講師活用件数は平成12年度11,607件→13年度14,695件）。

○都市の再生が進み、都市の住みやすさが向上しています。

- － 「大都市圏におけるゴミゼロ型都市への再構築」、「東京湾臨海部における基幹的広域防災拠点の整備」、「大都市圏における都市環境インフラの再生」など都市再生プロジェクトが進展。
- － ETC利用率が向上。
- － 不動産投資法人の制度（Jリート）創設以来、上場投資法人が増加し（現在6法人）、市場規模も拡大。

(最近の主要な取組み)

- ・都市再生特別措置法に基づく緊急整備
都市再生緊急整備地域を44地域で指定。大阪市、名古屋市で都市再生特別地区を都市計画決定（ともに平成15年2月）。また、南青山一丁目団地建替プロジェクトについて民間都市再生事業計画を認定（15年1月）。
- ・三大都市圏環状道路の緊急整備
平成14年12月に中央環状王子線（7.1km）を供用したほか、外環道（関越～東名）について、大深度地下の活用を基本として、今後さらに意見の集約を図ることで東京都と合意。
- ・新東京国際空港の整備の推進（暫定平行滑走路の供用）
昨年4月に暫定平行滑走路が供用され発着回数がそれまでの年13.5万回から年20万回に大幅に増大。
- ・ETCの整備
平成14年度に首都高速道路、阪神高速道路で概ね整備を完了し、15年度に基本的に全ての料金所（約1,300箇所）に整備拡大。

- ・住宅流通市場の整備
平成14年に、中古住宅の性能表示基準や評価基準を策定。評価を行う第三者評価機関を指定し、制度運用を開始。
- ・オフィスビルの住宅への転用の円滑化
オフィスビルの住宅への転用を円滑化するため、採光に関する規制を合理化。
- ・マンション建替えの円滑化
マンションの建替えの円滑化等に関する法律を制定しマンション建替えの円滑化を図るとともに、建物の区分所有等に関する法律を改正し建替え要件を合理化（5分の4以上の特別多数決のみ）。
- ・密集市街地の整備の促進
密集市街地の整備改善を促進するため、密集市街地整備法等の改正案を今国会に提出。

○リサイクルの普及など、環境対応が浸透しています。

- － 廃家電4品目の引き取り台数が増加（平成14年4月から15年1月までに指定取引場所で引き取られた台数は対前年度比120%増（882万台））。
- － プラスチック製容器包装ごみのリサイクルが進展（平成14年4～12月の回収・再商品化量は対前年度比153%増（約20万t））。
- － グリーン購入法に基づく調達等により、コピー用紙の国内出荷量に占める特定調達物品の割合が向上（平成12年度11.6%→13年度23.6%）。
- － 食品再生利用に取り組む事業所の割合が増加（平成12年度46%→13年度50%）。

（最近の主要な取組み）

- ・リサイクル法の着実な実施
循環型社会形成推進基本法（平成12年5月）を踏まえて、各リサイクル法の整備が図られた。これら法の施行により、廃棄物等の再生利用率の向上等が図られている。
- ・特定産業廃棄物に起因する支障の除去等に関する特別措置法案（産廃特措法案）及び廃棄物の処理及び清掃に関する法律の一部を改正する法律案（廃棄物処理法改正案）
平成9年の廃棄物処理法改正以前に不法投棄された産業廃棄物を、都道府県等が計画的に除去できるよう措置する産廃特措法案及び、不法投棄の未然防止及びリサイクルの促進等の措置を講ずることなどを内容とする廃棄物処理法改正法案を今国会に提出。
- ・グリーン購入の推進
平成13年度には、各府省が調達を計画した環境物品の調達率が概ね90%前後となり、各製品の市場における環境物品の占有率にも変化が生じている。

○大規模災害対策の強化・充実が進んでいます。

- － 第2次地震防災緊急事業5箇年計画（平成13年度策定）等に基づく地震防災施設整備の推進をはじめとする各種防災対策により、南関東地域直下の地震や東海・東南海・南海地震など大規模災害への対応が進展。

（最近の主要な取組み）

- ・ 中央府省の地震防災情報システムと電力・ガス会社等のライフライン被害情報システムとの連携を実現。防災情報の共有により災害時の応急対策、復旧・復興対策を円滑化。
- ・ 有明の丘地区及び東扇島地区の2箇所、総面積約29haにおいて、それぞれ国営公園事業及び直轄港湾整備事業等により基幹的広域防災拠点の整備に着手。
- ・ 緊急消防援助隊の整備・拡充
緊急消防援助隊の整備・拡充を推進しており（現在2,028隊、29,000人）、国による整備基本計画の策定や出動指示権の創設等を内容とする消防組織法改正法案を今国会に提出。

○IT化が進行し、生活が益々便利で快適になっています。

- － 携帯電話によるインターネットを延べで国民の2人に1人が利用。
- － 中・高等学校の99%以上がインターネットに接続（平成14年度末）。

（最近の主要な取組み）

- ・ 電子政府の推進
行政手続オンライン化法施行（平成15年2月）。全府省で受付システム、認証システムなどオンライン化に必要な制度面・システム面の整備を実施、平成15年度中に完了予定。
- ・ IT利用支援の推進
高齢者や障害者の自立を支援するため、平成14年度末までに全国7ヶ所でバリアフリー型のIT利用施設を整備。障害者がパソコンを利用するに際して、身近な地域で相談に応ずるパソコン・ボランティアの養成・派遣事業を24ヶ所の都道府県・指定都市で実施。
- ・ 有価証券報告書等の電子開示システムの充実
開示書類の電子化が進み、閲覧サイトへのアクセス件数が増加（平成14年7月6万件）。

Ⅲ. 時代に対応して基本的な仕組みを抜本的に見直し

○聖域なき行財政改革や規制改革が進んでいます。

- 本年4月1日、日本郵政公社設立。また、民間事業者による郵便事業への参入が可能に。
- 公的部門縮小の観点から特殊法人等整理合理化計画の具体化が進捗（平成14年までに、対象163法人のうち118法人が廃止、独立行政法人化ないし民営化等に向け法改正等の所要の措置。特殊法人等向け財政支出について、14年度予算で対前年度比約1兆1,000億円、15年度予算で対前年度比1兆1,000億円（特殊法人等から移行する独立行政法人等向けを除くと約2,400億円）を削減）。
- PFI（Private Finance Initiative）が普及。公務員宿舎（東京都北区、目黒区、名古屋市、枚方市）、国立大学等（11大学14事業）、公立学校（調布市、市川市、野洲町、四日市市）、ケアハウス（東京都中央区、杉並区、市川市、高浜市）、保育所（市川市）、病院（高知市、近江八幡市、八尾市）、プレジャーボート係留保管施設（神戸市）、中央合同庁舎第7号館（千代田区）、コンテナターミナル（北九州市）、公共賃貸住宅（広島市）、廃棄物処理施設（留辺薬町、大館市、寄居町、田原町、倉敷市）などの実績があがってきている。

（最近の主要な取組み）

- ・規制改革の推進
平成13年度からの総合規制改革会議による2年間の活動によって、生活関連サービス分野（医療・福祉・労働・教育など）を中心に経済活性化につながる規制改革が着実に進展。また、構造改革特区制度も活用しつつ、医療・福祉・教育分野等における株式会社の参入も一部容認。
- ・特殊法人等整理合理化計画の推進
新東京国際空港公団の民営化など特殊法人等整理合理化計画の具体化のための10法案を今国会に提出。
- ・道路関係四公団の改革
道路関係四公団民営化推進委員会の意見書（平成14年12月）を基本的に尊重するとの方針の下、改革の具体化に向けて、所要の検討、立案等を進める。
- ・政策金融機関の見直し
経済財政諮問会議の結論（平成14年12月）を踏まえ、経済情勢を見極めつつ、さらに検討を進める。
- ・公益法人制度等改革大綱（仮称）の策定に向け検討・調整中。

○事後のチェックを重視する社会へ転換しつつあります。

- 行政機関情報公開法施行（平成 13 年 4 月）。開示請求件数は、施行後 1 年間で約 4 万 8 千件（なお、独立行政法人並びに一部の特殊法人及び認可法人を対象とした独立行政法人等情報公開法が 14 年 10 月に施行）。
- 司法制度改革推進計画に従って、法曹人口拡大に向けた取組みが進行（司法試験合格者数 平成 13 年度 990 人→14 年度 1,183 人）。

（最近の主要な取組み）

- ・政策評価の活用
行政機関が行う政策の評価に関する法律を施行（平成 14 年 4 月）。政策の企画立案や予算の作成に当たり、評価の結果を適切に反映・活用することとしている。
- ・司法制度改革の推進
法科大学院制度創設のための関連法等の成立。裁判の迅速化に関する法律案等関連法案を今国会提出。

○社会保障制度の再構築に向けた取組みが進んでいます。

- 介護保険制度が着実に発展。全国的にサービス利用が増え、利用者の 8 割以上が満足、ほぼ満足と回答。

（最近の主要な取組み）

- ・社会保障全体について、制度横断的な検討を開始。本年夏頃までに一定の議論の取りまとめ。
- ・医療制度については、国民皆保険を守り、将来にわたり良質で効率的な医療を国民が享受できるよう、平成 14 年度、大幅な改革を行うとともに、初めての診療報酬本体のマイナス改定（マイナス 2.7%）を行った。
- ・薬価制度の改定（平成 14 年度）によって、画期的新薬を高く評価する一方、後発品のある先発品の薬価を適正化（薬剤費を 1.7%引き下げ）。
- ・医療保険制度の体系の在り方、診療報酬体系の見直しについて政府の「基本方針」を策定（本年 3 月末予定）。
- ・医療機関の広告規制を大幅に見直し医療情報提供の環境を整備。
- ・保険者によるレセプト審査・支払の導入（支払基金を通さず保険者自ら審査・支払を行うことを選択することが可能に）。

○社会資本整備の抜本的な見直しが進んでいます。

- 公共事業の再評価により、最近 4 年間で合計 230 事業が中止に（平成 10～13 年度、国土交通省関係）。

- ー 最近5年間で実際の公共工事コストが18.4%減（平成9～13年度、国土交通省関係。なお、施策効果による低減は11.7%）。

（最近の主要な取組み）

- ・ 公共事業関係長期計画、緊急措置法の見直し
国土交通関係の9本の公共事業関係長期計画を一本化。計画策定の重点を従来の「事業量」からアウトカム目標に変更し、社会資本整備の重点化・効率化を一層推進するとともに、事業間連携を更に円滑化。このため、現行の緊急措置法に基づく体系等を見直し、社会資本整備重点計画法案を今国会に提出。農林水産省及び環境省関係の長期計画も連携。
- ・ 数値目標の設定等も含めた公共事業のコスト縮減
国土交通省において総合的なコスト縮減の数値目標（平成15年度からの5年間でマイナス15%）を新たに設定。
- ・ 汚水処理施設整備の連携
汚水処理施設整備に関する都道府県構想について15県で見直しが行われるとともに、連携整備事業等の事業間連携を112ヶ所で実施。
- ・ 路上工事の大幅な縮減
集中工事や共同施工等の工事調整の実施及び共同溝の整備等によって、東京都区部では路上工事件数が平成4年度の16,472件から14年度の7,491件（見込み）へ半減。
- ・ 農林水産公共事業を環境創造型事業に転換
地域の合意のもとで市町村が作成する「田園環境整備マスタープラン」を踏まえて実施するなど、自然と共生する環境創造型事業に転換。

○競争基盤の整備が進んでいます。

（最近の主要な取組み）

- ・ 商法の改正
競争力強化等の観点から、商法を抜本的に改正。株主総会のIT化、ストックオプション制度改善等について、平成14年4月から施行。会社の機関、計算、株式等の見直しについて15年4月から施行。
- ・ 公正取引委員会の内閣府移行
「公正取引委員会を内閣府の外局に移行させるための関係法律の整備に関する法律案」を今国会に提出。
- ・ 知的財産権保護の強化
平成14年12月、知的財産基本法を制定。15年3月、内閣に知的財産戦略本部を設置。また、「知的財産戦略大綱」に沿って、知的財産権を侵害する物品の水際取締り強化を図る関税定率法改正案、迅速かつ的確な審査・審判の実現を図る特許法等改正案を今国会に提出。

- ・特許権等に関する訴えの専属管轄化
特殊かつ高度に専門技術的な判断を要する特許権等に関する訴えの第一審の管轄を東京及び大阪地方裁判所へ、控訴審の管轄を東京高等裁判所へそれぞれ専属化すること等を内容とする「民事訴訟法等の一部を改正する法律案」を今国会に提出。

○金融安定化に向けた取組みが着実に進んでいます。

(最近の主要な取組み)

- ・早期是正措置の厳格化
早期是正措置を受けた金融機関の自己資本比率改善までの期間を3年から1年に短縮し、より早期の経営健全化を促す。
- ・早期警戒制度の活用
早期是正措置を受けるに至らない金融機関に対して早め早めの経営改善を促す早期警戒制度を創設。
- ・預金保険法等改正
決済機能の安定確保を図るため、金融機関の破綻時においても、決済を確実に完了することを可能にするために必要な措置等に関する改正。
- ・資産査定の厳格化
 - ・引当に関するディスカウント・キャッシュ・フロー（DCF）的手法の採用
検査マニュアルにおいて、要管理先及び破綻懸念先の引当手法について、DCF法を選択肢として書き加え、与信額が100億円以上の大口債務者については、DCF法の適用が望ましい旨記載。
 - ・大口債務者に対する銀行間の債務者区分の統一
主要行の大口債務者に係るデータベースを創設し、検査を経た適正な債務者区分が主要行間で共有されるよう、通常検査を通じて債務者区分を統一。
- ・第三者割当増資時の監督上の留意点
銀行が第三者割当増資を行う際、資本充実の原則や優越的地位の濫用等、法令遵守の点で問題がないか等の監督上の指針を明確化。
- ・地域金融機関等の組織再編
主として地域金融機関による自主的な組織再編を円滑化する観点から、合併等の際の手続き簡素化、資本増強等の措置を講ずるため、金融機関等の組織再編成の促進に関する特別措置法を施行（本年1月）。

○産業再生に向けた取組みが着実に進んでいます。

(最近の主要な取組み)

- ・産業再生のための体制整備

新たな3計画の認定制度の追加などにより、多様な再生手段を可能にする産業再生法の改正案、産業再生機構法案を今国会に提出。また、早期着手の慣行定着を促す「早期事業再生ガイドライン」を策定。

- ・整理回収機構を活用した中小企業再生をサポートする仕組みの整備

中小企業再生のための信託型スキームを創設。あわせて、金融庁の「主要行の破綻懸念先以下の債権について、3年以内にオフバランス化につながる措置を講ずる」との不良債権処理目標の「オフバランス化につながる措置」を明確化。その1つとして同スキームを位置付けることにより、再生可能性のある中小企業の再生と、主要行の不良債権処理の促進との両立を図る。

- ・中小企業再生支援協議会

各地に「中小企業再生支援協議会」を設置し、中小企業の各種施策を総動員できるよう体制整備。

- ・事業再生ファンドの拡充、事業再生支援融資の充実

日本政策投資銀行による事業再生ファンドへの出資制度を創設(平成13年12月)。また、14年度補正で出資枠を倍増(1千億円→2千億円)し、出資対象も拡充(これまでダイエー企業再建ファンド、エア・ドウ企業再建ファンド等、十数件のファンド組成を支援)。さらに同行は事業再生支援融資を創設(13年度)し、14年11月には第三者による事業買収資金等に関し制度を拡充し、事業再生ファンドと併せ、事業再生への取組みを強力に支援中(これまで、マイカル系のダックビブレ、長崎屋等の再建に向け十数件の融資を実行済)。

- ・事業再生保証制度(いわゆるDIP保証)の創設

法的再建手続等において再生計画の認可等を受け、再建に取り組む中小企業者に対する保証制度(事業再生保証制度)を創設するため、中小企業信用保険法を改正(14年12月)。

- ・売掛債権担保融資保証制度の推進

中小企業者が売掛先に対して保有している売掛債権を担保として金融機関が融資を行う場合に、信用保証協会が保証を行う制度を創設(平成13年12月)。保証承諾件数5,400件、融資実行額2,500億円(15年2月末現在)。さらに、債権譲渡禁止特約の解除や3度にわたる制度の改善等を更なる普及活動に努力中。

- ・証券市場の退出基準の厳格化

企業再編を促進。上場廃止基準等に抵触する可能性のある企業の中にはM&Aや増資等を実施する企業も出てきているなど、企業の早期経営改善を促している。

IV. 一部の取組みは、今後、強化や再編等が必要

○取組みの加速や強化が求められるもの

・知的財産政策の一層の推進

「知的財産戦略本部」の発足など、政府全体をあげて取り組む体制整備等の進展が見られるが、一刻も早い「知的財産立国」の実現に向けて、知的財産の創造・保護・流通・活用、及びこれらを支える人材育成の促進など、一層の加速が求められる。

・規制改革の一層の推進

規制改革の推進を加速化させるため、現在総合規制改革会議は、「規制改革推進のためのアクション・プラン」に基づき、「官製市場分野」（医療・福祉・教育・農業など）を中心とした「12の重点検討事項」について、「遅くとも2年以内の実現」を目指し、本年6月にとりまとめる答申に向け、同会議や規制改革担当大臣の持つあらゆる権能を行使しつつ、審議しているところである。今後とも、より集中的・積極的な取組みが求められる。

・市町村合併のより一層の推進

市町村の8割以上が合併を検討し、過半数が合併に向けた協議を行っているところであるが、「市町村合併後の自治体数を1,000を目標とする」との与党の方針を踏まえて、政府としてもこの実現に向けて市町村合併特例法の期限である平成17年3月までに十分な成果が挙げられるよう、自主的な市町村合併をより一層強力に推進することが求められる。

・FTAを含む経済連携の推進

日・シンガポール新時代経済連携協定締結は第一歩として意義がある。その後、メキシコとの政府間交渉、韓国との産学官共同研究会、ASEANとの協議を進めており、一層の加速が求められる。

・東アジア自由ビジネス圏の創設

APECビジネス・トラベル・カード制度の開始（日本人への交付、外国人所持者の円滑適正な受入等）の準備（平成15年4月開始予定）や、貿易手続き電子化の検討などにとどまっており、東アジア自由ビジネス圏の創設を早期に具体化すべき。

・管理会計のコスト管理手法の公的部門への導入

官房業務等については各省庁において、ABC（活動基準原価計算）による業務分析に基づき業務改革に取り組んでいるところであるが、今後、その展開を加速するとともに、各省庁ともに他の業務への導入・展開が求められる。また、地方においても、一部の地方公共団体でABC（活動基準原価計算）の部分的な導入がなされているが、今後、その展開を加速し導入分野を拡大するとともに、その他の地方公共団体においてもその導入・展開が求められ

る。

- ・海外の高度人材活用のための受入環境の整備
外国人学生インターンシップの入国要件緩和への取組み等、一定の進捗は見られるが、更なる加速・推進が求められる。
- ・高度な知識を要する分野での人材育成
科学技術・学術審議会人材委員会における検討や科学技術振興調整費による人材育成ユニットの整備が行われているが、さらに取組みの強化が求められる。
- ・外国の高等教育機関の対日進出の促進
国際的な大学の質保証に関する検討が進められているところ、外国の高等教育機関の対日進出を促す環境整備についての検討を進める必要がある。
- ・特定療養費制度による保険診療と保険外診療の併用の拡大
平成14年度の診療報酬改定において、大病院における再診、医療用具の治験、薬事法承認後で保険収載前の医薬品投与について特定療養費の適用対象が拡大されたが、今後とも医療技術進歩と患者ニーズの多様化に対応していく必要がある。
- ・若年者の雇用支援
若年者の失業率は高水準で推移しており、今後講ずることとしている若年者の総合的な雇用・職業能力開発対策等の推進等を通じ、取組みの強化が求められる。
- ・電力小売自由化範囲の拡大
送電分野における規律の強化、広域的な電気の流通の促進、需要家の実質的な選択肢の拡大など、電力構造改革が着実に進捗してきたが、今後、家庭用などへの全面自由化の実施に向けた条件を明確に設定し、スケジュールを明示して取り組むことが求められる。
- ・休暇の分散化、長期連続化や、休暇取得時期の多様化
秋休み等の導入が進められているが、今後更に取組みの強化が求められる。

○推進体制の明確化や関係府省等の連携強化が求められるもの

- ・公務員型独立行政法人の非公務員型独立行政法人化の推進
平成14年度中の非公務員型への移行はゼロ。
- ・グローバル戦略の構築
「グローバルに開かれた市場」の構築に向けた取組みが具体化されていない。
- ・障害者の自立支援
諸施策の推進にもかかわらず、法定雇用率の未達成企業割合は上昇傾向にある。
- ・日本版バイ・ドール制度の運用
国の委託研究から生じた特許権の委託先への帰属について、関係府省の全委

託研究にまでは拡大が進んでいない。

- ・個人保証

個人保証により破産に到った際のダメージ軽減や個人保証に依存しない資金調達手段の充実等についての取組みは進んでいるが、個人保証のあり方等に対する基礎的な検討が求められる。

- ・羽田空港再拡張

本年1月「羽田空港再拡張事業に関する協議会」が開催されるなどの進展は見られるが、今後同協議会を通じ首都圏の関係自治体と協議・調整を行い、事業への取組みを速めることが求められる。

○状況変化を踏まえた対応が求められるもの

- ・競争的研究資金の改革と拡充

規模拡大に対応して、採択や打ち切りに際して一層厳正な評価の確立や、経理処理の適正化、円滑化等の改革の加速が求められる。

- ・用途地域制度などのあり方の検討

職住近接のニーズ等を踏まえ、中期的に、用途地域制度などの目的やそれを実現するための手法に関する基本的な検討が求められる。

- ・ゴミ焼却施設の整備

広域化等により規模の大きな施設の整備が行われているが、リサイクル普及、人口減少等によって、焼却施設の稼働率が低いものもある。